

「その人らしい人生を全うしていただけるよう
私たちはプロとしてお手伝いいたします」



ここ八田荘老人ホームは
「養護老人ホーム」です。



入所にあたって

養護老人ホームとは 養護老人ホームとは、介護を必要としない自立した65歳以上の方が対象となる措置による入所施設です。

入所の条件 家族や住居の状況など、現在の環境のもとでは、自宅の生活が困難な方が対象になります。また、ご本人及び本人を扶養しているご家族の所得に制限があります。(生活保護・市民税の所得割が課税されていない世帯)

入所の手続き・申込み方法 入所に関しては、現在お住まいの各市区町村の保健福祉総合センター「地域福祉課」にご相談ください。

堺市の保健福祉総合センター「地域福祉課」のご案内

- | | |
|--|---|
| □ 堺保健福祉総合センター『地域福祉課』
堺市堺区南瓦町3-1 (堺区役所内) Tel : 072-228-7477 | □ 西保健福祉総合センター『地域福祉課』
堺市西区鳳東町6-600 (西区役所内) Tel : 072-275-1912 |
| □ 中保健福祉総合センター『地域福祉課』
堺市中区深井沢町2470-7 (中区役所内) Tel : 072-270-8195 | □ 南保健福祉総合センター『地域福祉課』
堺市南区桃山台1-1-1 (南区役所内) Tel : 072-290-1812 |
| □ 東保健福祉総合センター『地域福祉課』
堺市東区日置荘原寺町195-1 (東区役所内) Tel : 072-287-8112 | □ 北保健福祉総合センター『地域福祉課』
堺市北区新金岡町5-1-4 (北区役所内) Tel : 072-258-6771 |
| | □ 美原保健福祉総合センター『地域福祉課』
堺市美原区黒山167-1 (美原区役所内) Tel : 072-363-9316 |

入所費用について

本人負担 ホームに入所するご本人に年金などの収入があれば、その収入に応じて負担金を保健福祉総合センター(市役所)に払うこととなります。保健福祉総合センターが月額負担金「費用」を決定します。

家族負担 ホームに入所するご本人と同居している「扶養義務者(夫または妻、子)」に収入がある場合、その税額に応じて負担金がかかります。また、一人暮らしの方で別居の「扶養義務者」がいる場合、入所するご本人がその人の健康保険や、税法上で扶養されている時、その人の(扶養義務者の)税額に応じて負担金がかかります。(保健福祉総合センターが月額負担金「費用」を決定します。)



生活にあたって

生活について 部屋は一人一人の個室(1階・2階は洋室、3階・4階は和室)ですが、トイレ・洗面台については隣の居室との共同となるためお互いが気持ちよく暮らせるようにマナーを守っての生活をお願いします。

行事の風景



納涼祭



運動会



施設の概要

定員 120人

住居スペースのご案内

和室 3F/4F

和室は畳敷きで6帖の広さがある個室です。洗面台、トイレについては隣の居室との共同となります。

洋室 1F/2F

洋室は6帖の広さがある個室で、備え付けのベッドが設置されています。洗面台、トイレについては隣の居室との共同となります。

共用スペースのご案内

食堂

一面の窓からは春には桜が見える景観の良い空間となっています。メニューに関しても健康に配慮した食事を提供致します。

お風呂

男女別々の浴室があり、浴槽には手すりを設置しているため安全に入浴して頂けます